

## 特殊教育に関する科目の単位について

平成18年度までに修得した「特殊教育に関する科目」の単位については、次表のとおり「特別支援教育に関する科目」の単位とみなすことができます。

特殊教育に関する科目	特別支援教育に関する科目
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
<u>盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</u> (以下「心理等に関する科目」といいます。)	<u>視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</u> (以下「心理等に関する科目」といいます。)
<u>聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心理等に関する科目</u>	<u>聴覚障害者に関する教育の領域に関する心理等に関する科目</u>
<u>養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心理等に関する科目</u>  右欄に掲げる3科目のうちいずれか1科目の単位とみなすことができます。	<u>知的障害者に関する教育の領域に関する心理等に関する科目</u>
<u>盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</u> (以下「教育課程等に関する科目」といいます。)	<u>肢体不自由者に関する教育の領域に関する心理等に関する科目</u>
<u>聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の教育課程等に関する科目</u>	<u>病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域に関する心理等に関する科目</u>
<u>養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の教育課程等に関する科目</u>  右欄に掲げる3科目のうちいずれか1科目の単位とみなすことができます。	<u>視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</u> (以下「教育課程等に関する科目」といいます。)
	<u>聴覚障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目</u>
	<u>知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目</u>
	<u>肢体不自由者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目</u>
	<u>病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目</u>